

訪問型サービス

要支援1・2または事業対象者の方が利用できるサービスです。
利用にあたり、ケアマネジャーや保健師等の専門職との相談が必要です。
専門職が利用者の方と相談の上、その方にあったプランを提案し、それに基づきサービスを利用することができます。
利用までの流れについてはP16をご覧ください。

内 容

ご自宅にホームヘルパーなどが訪問し、調理や洗濯などを利用者と共にを行い、ご自分でできることが増えるよう支援します。

	国基準型訪問サービス	市基準型訪問サービス
提供者	訪問介護事業者（訪問介護員）	訪問介護事業者等 （訪問介護員・まちいきヘルパー等）
利用する方の目安	○身体介護が必要な方 ○退院直後で状態が変化しやすい等、 専門的サービスが特に必要な方 など	○身体に触れる介助が必要ない方で ○生活援助が必要な方 ○一定の知識を持ったヘルパーによる 専門的な支援が必要な方など
内 容	○本人が行う家事の援助（掃除・洗濯・ 調理など） ○動作の見守り・介助（入浴・整容など）＊1	○本人が行う家事の援助（掃除・洗 濯・調理など） ※お身体に触れる介助はできません。
自己負担額の目安 ※負担割合が1割の 場合 ※事業所やサービス 内容により上乗せ があります。	週1回程度 1,308円/月 週2回程度 2,612円/月 週3回程度 4,145円/月	○一体型＊2 週1回程度 1,101円/月 週2回程度 2,199円/月 週3回程度 3,490円/月 ○単独型＊3 週1回程度 916円/月 週2回程度 1,829円/月 週3回程度 2,902円/月

- ＊1 本人以外のためのことや、日常生活の範囲を超えることはできません
＊2 訪問介護事業者により提供されるサービス
＊3 訪問介護事業者以外の事業者により提供されるサービス

まちいきヘルパーとして活動しませんか？

内 容

まちいきヘルパーとは、高齢者のご自宅に訪問し、掃除や洗濯等の家事援助を行う従事者のことです。ヘルパーの資格がなくても、介護に関する基本的な知識や技術を学ぶ「入門的研修」（5日間）を受けることで、まちいきヘルパーとしても活動することができます。お体に触れる介助は行いません。未経験者の方にもおすすめです。

対象者 5日間全日程受講可能な方で、研修修了後、町田市内の訪問介護事業所で「まちいきヘルパー」として就労意欲のある方

お問合せ いきいき総務課 042-724-2916



通所型サービス

要支援1・2または事業対象者の方が利用できるサービスです。
利用にあたり、ケアマネジャーや保健師等の専門職との相談が必要です。
専門職が利用者の方と相談の上、その方にあったプランを提案し、それに基づきサービスを利用することができます。
利用までの流れについてはP16をご覧ください。

内 容

食事・入浴などのサービスや、体操・筋力トレーニングなどを日帰りでを行い、運動機能・生活機能を向上させます。

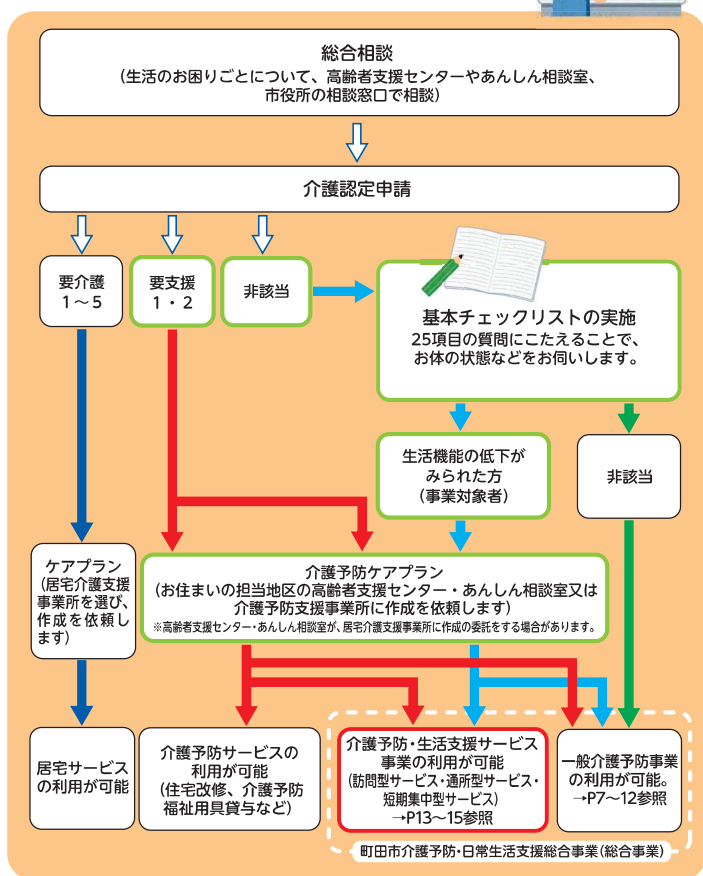
	国基準型通所サービス	市基準型通所サービス
提供者	通所介護事業所（介護職員など）	
利用する方の目安	○専門的な支援が必要な方など ○身体機能や認知機能の低下が見られ、 身体介護が必要な方	生活機能・運動機能の低下が見られ、 継続的に専門的な支援が必要な方など
内 容	機能訓練・食事・入浴など ※施設によって内容は異なります。	体操・筋力トレーニングなどにより、 身体機能の維持・改善を図ります。 ※施設によって内容は異なります。
自己負担額の目安 ※負担割合が1割の 場合 ※事業所やサービス 内容により上乗せ があります。	○要支援1・事業対象者 週1回程度 1,928円/月 ○要支援2 週1回程度 1,942円/月 ○要支援2・事業対象者 週2回程度 3,882円/月	○一体型＊4 ・要支援1・事業対象者 週1回程度 1,638円/月 ・要支援2 週1回程度 1,651円/月 ・事業対象者・要支援2 週2回程度 3,298円/月 ○単独型＊5 ・要支援1・事業対象者 週1回程度 1,892円/月 ・要支援2 週1回程度 1,900円/月 ・事業対象者・要支援2 週2回程度 3,454円/月

- ＊4 要介護者などと同時に同じ場所で実施されるサービスのこと
＊5 市基準型サービスの利用者のみで実施されるサービスのこと



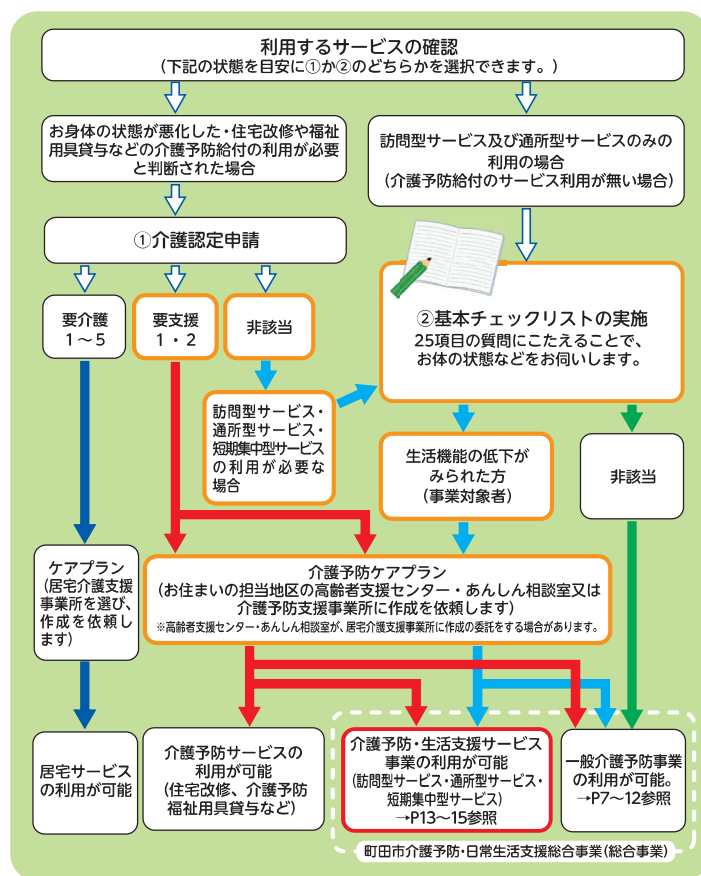
新規でサービスを利用する場合の流れ

お身体の状態などを正確に判断するために、
介護認定申請が必要です。



要支援認定更新時のサービス利用の流れ

利用するサービス内容により、基本チェックリストを実施でき、
サービスの利用までの手続きを簡略化します。



サービス利用のご相談、手続きについてはこちらまで

お住まいの地区の高齢者支援センター／あんしん相談室 一覧

	名 称	担当地区	所在地	電話番号
堺・忠生地区	堺第1 高齢者支援センター	相原町	相原町2373-1 (老人保健施設サンシルバー町田内)	(042)770-2558
	相原 あんしん相談室		相原町1158-26	(042)700-7121
	堺第2 高齢者支援センター	小山町・小山ヶ丘・上小山田町	小山ヶ丘1-2-9 (特別養護老人ホーム美郷内)	(042)797-0200
	小山 あんしん相談室		小山町2619	(042)794-8751
	忠生第1 高齢者支援センター	岡師町・下小山田町・忠生・矢部町・小山田桜台・常盤町・根岸町・根岸	下小山田町3580 ふれあい桜館1階	(042)797-8032
	忠生 あんしん相談室		忠生3-1-34 もりやハイツⅡ101号室	(042)792-8888
	忠生第2 高齢者支援センター	山崎町・山崎・木曽町・木曽西・木曽東(都営木曽森野アパートを除く)・本町田の一部(公社住宅町田木曽)	山崎町2200 山崎団地3-18棟101号	(042)792-1105
	木曽 あんしん相談室		木曽東1-34-10 ちひろマンション101	(042)794-7901
鶴川地区	鶴川第1 高齢者支援センター	小野路町・野津田町・金井・金井町・金井ヶ丘・大蔵町・栗師台	栗師台3-270-1 (特別養護老人ホーム第二清風園内)	(042)736-6927
	大蔵 あんしん相談室		大蔵町806	(042)708-8964
	鶴川第2 高齢者支援センター	能ヶ谷・三輪町・三輪緑山・広袴・広袴町・真光寺・真光寺町・鶴川	能ヶ谷3-2-1 (鶴川地域コミュニティ1階)	(042)737-7292
	鶴川 あんしん相談室		鶴川6-7-2-103号室	(042)718-1223

	名 称	担当地区	所在地	電話番号
町田地区	町田第1 高齢者支援センター	原町田(都営金森1丁目アパートを除く)・中町・森野・旭町・木曽東の一部(都営木曽森野アパート)	森野4-8-39 (特別養護老人ホーム commons 内)	(042)728-9215
	原町田 あんしん相談室		原町田4-24-6 せりがや会館1階	(042)722-8500
	町田第2 高齢者支援センター	本町田(公社住宅町田木曽を除く)・藤の台・南大谷の一部(公社住宅本町田)	本町田2102-1 (本町田高齢者住宅サービスセンター内)	(042)729-0747
	本町田 あんしん相談室		藤の台1 藤の台団地1-50-109	(042)860-7870
	町田第3 高齢者支援センター	玉川学園・南大谷(公社住宅本町田を除く)・東玉川学園	玉川学園3-35-1 (玉川学園高齢者住宅サービスセンター内)	(042)710-3378
	南大谷 あんしん相談室		南大谷4-7-23	(042)851-8421
南地区	南第1 高齢者支援センター	鶴間・小川・つくし野・南つくし野・南町田	南町田5-16-1 (特別養護老人ホーム芙蓉園内)	(042)796-2789
	小川 あんしん相談室		小川6-1-11	(042)812-2127
	南第2 高齢者支援センター	金森・金森東・南成瀬・成瀬が丘・原町田の一部(都営金森1丁目アパート)	金森東3-18-16 (特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内)	(042)796-3899
	成瀬が丘 あんしん相談室		成瀬が丘2-23-4 ベルハイツ成瀬1-A号室	(042)795-9100
	南第3 高齢者支援センター	成瀬・西成瀬・高ヶ坂・成瀬台	西成瀬2-48-23	(042)720-3801
	成瀬台 あんしん相談室		成瀬台3-8-1	(042)732-3239

